

規則別記様式第1号 (第4関係)

自動車保管場所証明申請書												
車名	型式	車台番号						自動車の大きさ				
(アルファベットには下欄にチェックしてください)	長さ											センチメートル
	幅											センチメートル
	高さ											センチメートル
自動車の使用の本拠の位置												
自動車の保管場所の位置												
※保管場所標章番号												
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申請者 住所</p> <p style="padding-left: 40px;">(フリガナ)</p> <p style="padding-left: 40px;">氏名</p> <p style="padding-left: 40px;">() 局 番</p> <p style="padding-left: 40px;">氏名 ㊟</p>												
<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長 (控)</p>												

受付印

収入証紙貼付

(2200円)

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
 - (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき ((1)に該当する場合を除く。)
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 自動車保管場所証明書の有効期間は、証明日からおおむね1か月である。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

規則別記様式第1号（第4関係）

自動車保管場所証明申請書												
車名	型式	車台番号						自動車の大きさ				
(アルファベットには下欄にチェックしてください)	長さ											センチメートル
	幅											センチメートル
	高さ											センチメートル
自動車の使用の本拠の位置												
自動車の保管場所の位置												
※保管場所標章番号												
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p>申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">(フリガナ) () 局 番</p> <p style="text-align: center;">氏名 氏名</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> <p>年 月 日</p> </div> </div>												
第 号 <div style="text-align: center;"> <p>自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長 印</p> </div>												

受付印

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき ((1)に該当する場合を除く。)
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 自動車保管場所証明書の有効期間は、証明日からおおむね1か月である。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

規則別記様式第3号 (第4関係)

保管場所標章交付申請書														
車名	型式	車台番号						自動車の大きさ						
								長さ					センチメートル	
								幅						センチメートル
								高さ						センチメートル
(アルファベットには下欄にチェックしてください)														
自動車の使用の本拠の位置														
自動車の保管場所の位置														
※保管場所標章番号														
<p>私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者 (フリガナ) () 局 番</p> <p style="text-align: center;">氏名 氏名 氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>														
<p>第 号 保管場所標章番号通知書</p> <p>上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。</p> <p style="text-align: center;">保管場所標章番号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長 (控)</p>														

受付印

収入証紙貼付

(500円)

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

規則別記様式第3号 (第4関係)

保 管 場 所 標 章 交 付 申 請 書															
車 名	型 式	車 台 番 号						自 動 車 の 大 き さ							
											長さ				センチ メートル
											幅				センチ メートル
											高さ				センチ メートル
(アルファベットには下欄にチェックしてください)															
自動車の使用の本拠の位置															
自動車の保管場所の位置															
※ 保管場所標章番号															
<p>私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 (フリガナ) () 局 番</p> <p>氏 名 氏 名 ④</p>															
<p>第 号 保 管 場 所 標 章 番 号 通 知 書</p> <p>上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。</p> <p style="text-align: center;">保管場所標章番号 </p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長 ④</p>															

受付印

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。